

なるほど！成年後見～入門講座～

3市1町 市民後見人養成講座



成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等により判断することが苦手な人が安心して自分らしく生活していくために、その人の権利や財産を法的に支援する制度です。

近年、「成年後見制度」の需要がますます高まっています。

まずは制度を知るところから初めてみませんか？

開催日・会場

1
回
目

6月27日(金)

島田市役所 大会議室

(島田市中央町1-1)

2
回
目

6月28日(土)

焼津市総合福祉会館 多目的ホール

(焼津市大覚寺3-2-2)

13時30分～15時30分

※いずれか一方に御参加ください。 ※市民後見人として活動されたい方は、参加が必須となります。

関心のある方ならどなたでも参加いただけます！！

参加費 **無料** / 定員 各 **50** 人 参加対象：島田市、焼津市、藤枝市、川根本町の住民

◆内容について

第1部 (13:30～14:30)

▶成年後見制度ってなあに？

第2部 (14:30～15:30)

▶市民後見人の活動紹介

▶市民後見人養成講座の御案内 (事前説明会)

6/6 (金) までに次のいずれかの方法でお申込みください

◆申込み方法

①電話での申込み

▶下記の申込み・問合せ先に電話連絡

②インターネットでの申込み

▶次の URL または上の二次元コードから
<https://forms.gle/BX8cDu2RMn3MGbKA7>

※申込受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。



※例年行っている「市民後見人養成講座」の事前説明会を同時開催します。
同じ住民の立場で寄り添い、きめの細かい支援を行うことができるのが市民後見人です。

お問い合わせ先

- 社会福祉法人島田市社会福祉協議会 〒427-0056 島田市大津市2番の1
電話：0547-35-6244 FAX：0547-34-3261
Mail：fukushi-machizukuri@shimada-syakyo.jp
受付時間：8時30分～17時 (土日祝日は除く)
- 川根本町役場 健康福祉課 0547-56-2224